

事 務 連 絡
平成 29 年 6 月 12 日

各都道府県消防防災主管課 }
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁広域応援室

「首都直下地震における緊急消防援助隊運用方針等の全部改正等について（通知）」（平成 29 年 3 月 29 日付け消防広第 90 号）の差し替えについて（依頼）

「首都直下地震における緊急消防援助隊運用方針等の全部改正等について（通知）」について、平成 29 年 3 月 29 日付け消防広第 90 号にて通知したところですが、通知本文の一部を下記のとおり訂正し、別添に差し替えますのでお知らせします。

なお、「首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン」及び「南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン」の内容に変更はありません。

各都道府県防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

通知本文中「（平成 15 年 12 月 16 日付け消防震第 63 号）」を「（平成 17 年 2 月 4 日付け消防震第 2 号）」に改める。

連絡先 消防庁国民保護・防災部 広域応援室 明田、望月、塚田、大野 電話：03-5253-7527 FAX：03-5253-7537
--

消防広第90号
平成29年3月29日

各都道府県知事
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁長官

首都直下地震における緊急消防援助隊運用方針等の全部改正等について（通知）

「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成28年3月29日中央防災会議幹事会決定）が策定されたことを踏まえ、「首都直下地震における緊急消防援助隊運用方針等」（平成17年2月4日付け消防震第2号）の全部を改正しました。これに伴い、本計画の名称を「首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン」に変更します。

また、本計画の改正の趣旨を踏まえ、「南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン」（平成28年3月29日付け消防広第69号）についても一部を改正しました。

つきましては、これらの計画の内容をご理解の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

- 別添1 首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプランの概要
- 別添2 首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン
- 別添3 南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプランの概要
- 別添4 南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン
- 別添5 南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン新旧対照表